

# 折紙の申状について

岩元 修一

A Note on *Mōshijō* delivered in *origami* style

syūichi IWAMOTO

本稿は、南北朝期室町幕府訴訟制度で使用される申状のうち以下に述べるような特徴をもつ折紙(1)の申状について若干の検討を加えることで、上申文書研究の理解に資そうとするものである。

ここでは、南北朝期の室町幕府に提出されたいわゆる折紙の申状とそれを受けて発給された室町幕府奉行人連署奉書がセットで確認できる事例をとりあげて考えてみたい。ただし、本稿で検討の対象とした折紙の申状には、原則として折紙の折り返し部分の奥に日付の記載を含む銘(2)を確認できる事例に限定した。これまでに管見に及んだ事例は、表一に掲出した四例である。このうち表一―四は堅紙の案文として伝来しており、折紙としては現存しておらず問題を残すが、後述する折紙の申状の特徴あく力をほぼ満たしているので、参考史料と判

断して表一の最後に掲出した。

まず、ここで取り上げる折紙の申状について確認しておこう。『沙汰末練書』を見ると、「一、書状トハ、折紙ニ書小申状事也(後略)」「(3)とあり、折紙に書く「小申状」を「書状」と説明している。この点について石井良助氏は、「書状は消息と同義であるから、消息体の訴状が「書状」なのである」(4)と指摘された。

以上のことから、「書状」と記述される折紙に書かれた申状の存在が明らかとなる。そこで、『沙汰末練書』収録の「書状」の例文によって特徴を確認しておこう。

一九九九年九月二十四日受理

宇部工業高等専門学校 社会教室

表一

四	仲村庄下方雜掌曆心三四廿三	地頭代(論人)	重申状如此	無(案文)
	(曆心三) 四・二十三(美濃)	曆心三・四・二十三(案文)	大友家文書(写真版) 『大日本史料』第六編五所収	
三	頼憲/永和元九十八	波多野因幡入道(論人)	重書状如此	無(案文)
	(永和元) 九・十(越前)	永和元・九・十八(案文)	東寺百合文書口(写真版) 『大日本史料』第六編四十四所収	
二	二尊院雜掌	額安寺雜掌(論人)	書状如此	無(正文)
	康永二十九 金岡庄	額安寺雜掌(論人)	書状如此	二尊院文書(影写本) 『大日本史料』第六編七所収
一	垂水庄事 敵方申状等 朝倉孫太郎左衛門尉	東寺雜掌(論人)	重書状如此	無(正文)
	(康永二) 八・三(撰津) 「八」 康永二七七	康永二・十・十九(正文)	重書状如此	東寺百合文書(一)(写真版) 『吹田市史第五卷史料編二』所収
	右…訴状の年月日(係争地) 左…折り返しの奥・端裏の内容	右…年月日、(○)は書下の正文案文 左…充所と訴状の記載		右・中…出典 左…裏花押の有無

(備考) 訴状の年月日のうち年号に( )を付したものは、関連史料から年号を推測したことを示す。

〔史料一①〕『沙汰未練書』

一 書状書様事(割注省略)  
何国何所某甲何々事、不触本解状、可進陳状之由存候、此旨可有御披露候哉、恐惶謹言、  
何月 日  
御奉行所

某裏判

何国何所某甲何々事、乍請取本解状、于今無音之上者、以御書下、被召出陳状、急速可被經御沙汰之由存候、以此旨可有御披露候哉、恐々謹言、  
何月 日  
御奉行所へ子細同前

某裏判

〔史料一②〕『沙汰未練書』、△ √は割注、以下同じ

一 催促書状書様事

まず、『沙汰未練書』から二つの型を確認できる。次に、右の二つの型に共通している点をあげると以下の通りである。

ア…日付は月日のみで無年号である。  
イ…書止文言は基本的に「(以) 此旨可有御披露候哉、恐々(または恐惶) 謹言」である。

ウ…ここで確認した「書状」は、ともに訴訟の際に使用され、後者は陳状提出を求めたものである。

エ…差出し人は裏判(裏花押)をすえている。

オ…「御奉行所」という充所がある。

ここでは後者の型に注目しておこう。「史料一②」は、幕府側の「御書下」によって論人側の陳状提出を求めたもので、訴人側提出のいわゆる催促の「書状」つまり折紙の申状と考えられるからである。

石井良助氏は、鎌倉幕府の訴訟手続きを説明した中で、(ア)この催促書状によって「裁判所」が陳状提出を求める「催促状」(また催促書下)を出すこと、(イ)この催促書下も通例は訴人が論人の許に持参し、特別な場合のみ奉行使者が持参したこと(エ)、そして南北朝期についても(ア)の行われたこと(エ)などを指摘されたが、少なくとも南北朝期のあり方については後述する日付の検討など、いま少し検討の余地が残されているのではないかと思う。なお、ここでいう書下とは幕府奉行人連署奉書のことである(フ)。

参考までに表一・二の事例を示しておこう。ここでは基本的に東京大学史料編纂所架蔵影写本によったが、『大日本史料』第六編七、九四四〜五頁も参照した。なお、左掲の史料にみえる銘については後でふれるので注意しておこう。

〔史料二一①〕(表一一二)

(折見返書)

二尊院雑掌 康永二十九  
金岡庄

二尊院雑掌良勝申、備前国金岡庄東方二尊院方分田漆町式段三十代事、額安寺雑掌抑留契約状、年記以後致奸訴令押領之間、就支申、欲被糺明之処、彼雑掌抑留契約状、于今令押領之、不及参对之条、奸謀之至極也、所詮被成下御書下、召出彼雑掌、被経厳密之御沙汰、被糺返押領物、召賜年記契約状、於下地者不日被打渡二尊院雑掌、可全所務候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

九月六日

良勝(裏花押)

御奉行所

〔史料二一②〕(表一一三)

二尊院雑掌良勝申、備前国金岡庄東方田地事、書状如此、早可被出对之由候也、仍執達如件、

康永二年十月十九日

寂意(花押)  
宏昭(花押)

額安寺雑掌

では、右に確認した折紙の申状の特徴を念頭におきながら、以下において具体例によりつつ検討を加えよう。

一一

ここでは、表一に掲出していない折紙の申状を検討して、若干の補足を行っておこう。まず、史料を示そう。

〔史料三〕(山形大学所蔵中条家文書、『新潟県史資料編4』一七八五

号、付録に写真版収録、裏花押あり)

(折見返書)

貞和六 二十一

越後国奥山庄雑掌春政申当庄中条御年貢毎年捌拾壹貫三百四十三文也、而地頭和田三郎左衛門尉茂助去貞和四・五兩年抑留御年貢之間、就訴申度々被経御沙汰、去年七月廿八日仰守護方、被成御教書之処、自同年九月当参之間、去月廿七日、雖被成御書下、猶以無音之上者、所詮、兩年乃貢不日可令究済之由、可被立御使候哉、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

貞和六年二月十一日

春政(裏花押)

御奉行所

一で確認した折紙の申状の特徴をもとに「史料三」を検討してみると、折紙の申状の五点の特徴のうち、月日の記載に違いがあることがわかる。「史料二」には年号が記されているからである。また、「史料三」に裏花押がある点も、これまでに確認できなかったことであり、新たに特徴の一つに加えることができる。さらに、ここでは「兩年乃貢不日可令究済」と求めている点も注意できよう。

問題は、この裏花押の人物であるが、「史料三」は「貞和六」という北朝年号を使用しており（観応への改元は同年二月二十七日）、文中に「仰守護方、被成御教書」とあって、守護に対して「御教書」を発給している。この二つをあわせて考えると「御教書」発給の主体は室町幕府と推測できる。また、「史料三」の係争地では、建武四年以来の年貢をめぐる訴人同庄領家雑掌と論人地頭和田三郎左衛門尉茂助との相論に対して室町幕府が康永四年に裁許を行っている<sup>(8)</sup>。以上の点から、「史料三」の裏花押は室町幕府奉行人のものと判断できる。

最後に注目したいのは、折紙の折り返し部分の奥に記された文言である。「史料三」を収録している『新潟県史資料編4』を見ると、この文書の後に記された註の中で「見返しウハ書は賦奉行の銘か」（三七頁）と記している。この「見返しウハ書」は、「史料三」の「折り返し書」に相当する。実は、折紙の折り返し部分の奥に記された文言をどのように表記し、活字史料のどの位置に翻刻するかという点を、各種の史料集で確認してみると、統一された表記がなく、また翻刻位置も一定していないことに気付く<sup>(9)</sup>。ここでは、『大日本史料』第六編四十四、二〇七頁ならつて掲出してみた。

「史料三」の折り返しの奥の部分は、写真版を見ると『新潟県史資料編4』の指摘のように「異筆」であり、文字も大きく、いわゆる銘と考えることができる。問題は、この銘が賦奉行の手になるものかどうかである。私は、「史料三」の内容から明らかかなように、この「書状」は初めて幕府に提出された初度の訴状ではなく、幕府による「御教書」や「御書下」の発給後に提出されていることから、「史料三」は賦を経ず直接に幕府の担当奉行人（おそらく裏花押をすえた人物）に渡されたのではないかと推測する<sup>(10)</sup>。したがって、「史料三」の銘は幕府担当奉行人の手になるものではないかと考える。また、折り

返しの奥に記された日付が「史料三」の年月日と一致する点にも注意しておこう。

以上、ここでは一で確認した室町幕府に提出された折紙の申状の五つの特徴に、新たに二点の追加と一点の補足ができた。一つは、

カ・折り返しの奥の部分に折紙の申状を受理した担当奉行人の手になるかと推測される銘が付される場合があること、

いま一つは、

キ・折紙の申状を受理したと推測される担当奉行人の裏花押が付される場合があること<sup>(11)</sup>、である。

そして、ア・月日に年号が付される場合もあることを補足することもできた。

ただ、カ、キの二点を表一のすべての事例に即して具体的に検討することは、史料が案文であったり、史料原本（または写真）を確認できないために現段階では困難である。しかし、たとえ案文であっても、わざわざ詳しい銘が記入されて史料が現存しているということは、その史料が正文の段階では「史料三」で確認したのと同様の対応が幕府内部でなされたことを物語っているのではなからうか。本稿では右のような想定のもとで以下の検討を行うことにしたい。

### 三

ここでは、一・二で確認した折紙の申状の七つの特徴をふまえて表一の事例を検討しよう。

まず、申状は相論のどの段階で提出されたか。表一の一には「乍請取二問状、二答状遅引之間、被成御書下」、二には「論人…引用者注、以下同じ」額安寺雑掌抑留契約状、年記以後致奸訴令押領之間、就支申、欲被糺明之処、彼雑掌抑留契約状、于今令押領之、不及參対之条」、三には「（論人）地頭波多野因幡入道代覚賢、乍下賜重状并具書等、不及是非陳状送数月之間、去八応安七〇十二月十五日雖被成御書下」、四には「就訴申之、依出承伏陳状、捧二問状」とあり、これらの訴人側による申状の提出は、少なくとも初度の訴状提出（ないしは支申という行為）の次の段階でなされていることに気付く。このことは、二

で検討した「史料三」や一で検討した「史料一②」とも同じといえよう。

では、申状による訴人側の要求は何か。表一の一は「被立御奉行使者、可召賜二答状」つまり奉行使者を介した二答状の要求、二は「所詮被成下御書下、召出彼雑掌、被経厳密之御沙汰」つまり召喚の要求、三は「所詮任定法重被成御書下、被立両御奉行使者、被経厳密御沙汰」、これは表一―三所掲の書下案(室町幕府奉行入連署奉書案)を参照すると「不日可被明申」つまり弁明の要求、四は「以両奉行使者、被□□(召出九)彼地頭代等、可被経御沙汰」つまり召喚の要求、「史料一②」は「以御書下、被召出陳状」つまり弁明(陳状)の要求、「史料三」は「所詮、両年乃真不日可令究済之由、可被立御使候哉」つまり奉行入使者による未進年貢の究済要求ということがわかる。「史料三」をのぞくと、外の事例はすべて論人側の召喚あるいは弁明を求めている点で共通している。また、奉行入使者の役割にも注目できよう。次に、申状に裏花押を確認できるか。表一を見ると明らかのように、表一の三・四は案文のため裏花押の有無は問題にできない。表一―一・二には差出人の裏花押を確認できるので、これらの申状は正文の可

表二

表一の番号	①折紙の申状の日付	②折り返し奥の日付	③書下の日付	備考
一	八月三日	康永二年八月七日	康永二年八月十二日	①②③が不一致
二	九月六日	康永二年十月十九日	康永二年十月十九日	①と②③で不一致
三	九月十日	永和元年九月十八日	永和元年九月十八日	①と②③で不一致
四(参考)	四月二十三日	暦応三年四月二十三日	暦応三年四月二十三日	①②③が一致

では、折紙の申状が幕府で受理された後の手続きに即して右の三つの日付の関係について考えてみよう。すでに検討したように表一の折紙の申状はすべて最初に提出された訴状とはいえないと考えるので、

能性が高いが、二は東京大学史料編纂所架蔵影写本によっているので最終的には原本(ないしは原本の写真)による確認が必要である。残りの表一―一がさしあたり問題となるが、これにも裏花押がない。したがって折紙の申状の特徴キには、正文でも担当奉行入の裏花押のない事例がある場合を考慮する必要があるのかもしれない。この点、今は結論を保留せざるをえないが、今後の検討課題である。

最後に、①折紙の申状の日付、②折り返し部分の奥の日付、③折紙の申状とセットで出された書下(室町幕府奉行入連署奉書)の日付、という三つの日付の関係について考えてみよう。表一を①から③の日付のみに注目して整理すると表二のようになる。

表一所掲の折紙の申状には、すでに述べたように正文でないものを含むので、折り返し部分の奥に記された内容をどこまで信頼できるのかという問題は残るけれど、例えば表一―四の場合、案文ながら端裏に記述があり、一応正確な案文とみなせると考えていることを付け加えておこう。

「史料三」の検討に際して述べたように、これらの折紙の申状は賦を経由せず、直接担当奉行入に付された可能性が高いのではないかと私は考えている。とすると、折り返し部分の奥の日付はどの段階で記入

されたのであろうか。折り返し部分の奥に日付が記入された段階についてはさしあたり、

A…折紙の申状を幕府側で受理した段階（日付は受理日）

B…折紙の申状に関する沙汰が幕府であり一定の決定をみた段階

（日付は沙汰日）

C…折紙の申状に関する書下発給の段階（日付は書下発給日）

という三つの可能性を考慮することができよう。このうち、Aについてはすでに述べた理由から、ここでは除くことにする。BとCが残るが、上島有氏の研究<sup>12)</sup>を参考にすると、BとCは原則として一致するとみてよいと考える。つまり幕府で沙汰があり、書下発給の決定がなされた日付で書下が作成されるのが原則であったのではないかと推測する。このように考えた時、表一―一は②折り返し部分の奥に記された日付と③書下（室町幕府奉行人連署奉書）の日付が一致せず検討の余地を残すけれど、それ以外の事例では②と③の日付が一致しており、一応注目しておいてよいと思う。

#### 四

ここでは、相論で訴人側から提出された折紙の申状は論人側に渡されたのかどうかという点について、表一―四の申状の奥に記された次の史料をもとに考えてみよう。

〔史料四〕（大友家文書、『大日本史料』第六編五、六二五頁）

曆応三四廿五自奉行門真左衛門入道寂意方請取二問状、所令与奪于地頭御代官高山三郎方也、此書下・申状子細同前、

まず、この史料に記された動詞の「請取」、「与奪」の主語は誰か、検討しよう。この史料には文中に「地頭御代官」という表現がある。ところが、訴人側の関連史料では論人の地頭方を「地頭代高山三郎」（大友家文書曆応三年三月日付雑掌尊舜重申状案）と「御」の文字を付さないで記述している。また、表一―四の申状は「両奉行使者、被□□〔召出カ〕彼地頭代等」と両奉行入使者による論人の召喚を求め、それ

をうけた表一―四の書下案も「所立使者也」と両奉行入使者の発遣を記している。

とすると、この表一―四の事例の場合、論人側は二問状を請け取るうとしていないのだから、二問状を論人側に与奪した可能性のあるのは訴人側と両奉行入使者のどちらかとなる。そこで右に述べた点をあわせて考えると、動詞の「請取」、「与奪」の主語は訴人側ではなくて両奉行入の使者であったと考えることができるのではなからうか<sup>13)</sup>。表一―四の申状案はすでに述べたように訴人の召喚を求め、表一―四の書下案は使者発遣を伝えて、出対しての二問状請取を論人側に求めており、この書下案の内容は「史料四」の内容との整合性という点で解釈がむづかしいけれど、結局幕府側の最終的判断は、奉行入使者による二問状の与奪（論人の二答状提出）にあったとみられる。

このような両奉行入使者のあり方は表一―三の関連史料でも確認できる。表一―三の関連史料である応安六年九月二十六日付室町幕府奉行入連署書下案をみると、訴人である東寺側の「重書状」をうけて幕府は「弁明」を求めると、奉行入使者の発遣を論人に伝えていることがわかるが、その書下案には続けて、

九月廿八日両使立之、

布施使六郎三郎

雅楽使六郎二郎

と記されている<sup>14)</sup>。つまり、応安六年九月二十六日付室町幕府奉行入連署書下を論人側に伝える両奉行入使者が書下の日付の二日後に立ったことがわかる。「史料四」の場合も両奉行入使者の行動は書下の日付の二日後であり、両奉行入使者の行動の一端を知ることができよう。

では、具体的な検討に入る前に「史料四」と一連の史料である表一―四の申状に関する問題点を改めて確認しておこう。すでに一で述べたように表一―四の申状は縦紙の案文であり、銘も端裏部分に記され、関連する書下案にもこの申状を「重書状」ではなく「重申状」と記しているから、はたして正文の段階で折紙であったかどうかについてはお検討の余地を残している。しかし、すでに述べたように表一―四の申状は本稿で対象とした折紙の申状と多くの共通点があり、実際にそ

の提出をうけて外の表一の事例と同じ内容の奉行人連署書下が発給されている。これらの点をあわせて考えると、「史料四」をもとに折紙の申状は論人側に渡されたのかどうかという点を考えることに大きな問題はないのではなからうか。ただ、折紙の申状の検討を主題とする本稿の立場からすると、やはり問題は残るので、ここでの検討結果は参考として扱うことにしよう。

さて、「史料四」の場合、論人への二問状の与奪を行っているが、催促の申状は論人側に渡されたのだろうか。この点については、(甲)二問状とともに書下正文・催促の申状正文を論人側に渡した、(乙)二問状のみ渡して書下正文・催促の申状正文は訴人側に返却した、という二つの想定が可能である。

そこで「史料四」をみると、「此申状書下子細同前」つまり論人に對して「此申状」と「書下」が二問状と同じように使者によって渡された(「子細同前」)ことがわかる。ただ、それらが正文として渡されたのかどうかについてはなお検討の余地を残している<sup>15)</sup>。

以上、参考事例ながら、両奉行人使者による二答状要求の際、訴人側の「書状」とそれをうけた書下が使者によって論人側に渡されるのではないかという推測を述べた。

## 五

ここでは、鎌倉時代後期からほぼ南北朝期にわたる評定・引付制度の存在した時期の幕府訴訟手続きで使用された「書状」と記される折紙の申状について、南北朝期室町幕府の事例に即して具体的な検討を加えた。折紙の申状自体は多様な用途があり、残された課題は多いが、最後に本稿の検討結果を簡単にまとめて結びとしよう。

まず、ここでとりあげた折紙の申状の特徴として以下の点を指摘した。

ア…日付は月日のみで無年号の場合と年号を付す場合がある。

イ…書正文言は基本的に「(以)此旨可有御披露候哉、恐々(または恐惶)謹言」である。

ウ…ここで確認した「書状」は、訴訟の際に使用され、おもに出

頭や(重)陳状提出を求めたものである。

エ…差出し人は裏判(裏花押)をすえている。

オ…「御奉行所」という充所がある。

カ…折り返しの奥の部分に折紙の申状を受理した担当奉行人の手になるか推測される銘が付される場合がある。

キ…折紙の申状を受理したと推測される担当奉行人の裏花押が付される場合がある。

このうち、特にイの披露形式やエの差出人の裏花押という点からは丁重な、そしてオの上所のない充所からは略式の書札札を用いていることが知られる<sup>16)</sup>。

また、ここで検討した表一の折紙の申状の内容をみると、この申状の用途は、一方当事者側の縦紙の訴状(または支申)による主張の是非を論ずるために、相手当事者側に適正な手続きに従った出頭・弁明という対応を求める点に特徴がある。もちろん縦紙の訴状で論人側の出頭・弁明を求めた事例もある。

そこで、少なくとも幕府側が一方当事者側のこのような申状を「書状」(小申状)と記述した背景を考えると、折紙という形式が注目されなくてはならない。同時に奉行人使者の派遣・催促という手続きとの関連にも注意が必要である。

折紙の折り返し部分の奥の日付とこの申状をふまえて出された書下の日付の関係については、この申状をうけて幕府で沙汰があり、書下発給の決定がなされた日付で書下が作成されるのが原則ではなかったかと推測した。

最後に、両奉行人使者による二答状要求の際、訴人側の「書状」とそれをうけた書下が使者によって論人側に渡されるのではないかという推測を述べたが、渡されたのが正文か否かについてはなお検討の余地を残している。

## (注)

- (1) 折紙に関する論文として参照したのは以下の通りである。中村直勝「古文書の折紙に就いて」(『中村直勝著作集5』淡交社、一九七八年、初出は一九一八年)、荻野三七彦「折紙への疑問」

- (1) 『歴史手帖』五巻十号、一九七七年)、笠松宏至「日付のない訴陳状」考(『日本中世法史論』東京大学出版会、一九七九年、初出は一九七七年)、松井輝昭「折紙の着状について」(『古文書研究』三十四号、一九九一年)。ただ、本稿は折紙全体を論じたものではないため、折紙研究の整理は省略した。
- (2) 端裏銘については、上島有「端裏銘について」(『摂大学術B No.2』一九八四年)参照。ただ、ここで使用している銘は、例えば東京大学史料編纂所架蔵写真帳大友家文書(康永三)十一月一日付雑掌尊舜重書状案(大友家文書)については以下、同じ)の端に記された「銘云(後略)」という史料表現としての銘も含む広義の意味で用いている。なお、この重書状案も豎紙である。
- (3) 池内義資・佐藤進一『中世法制史料集 第二巻』(岩波書店、一九五七年)三五六頁。以下、『沙汰未練書』の引用はこれによる。
- (4) 石井『中世武家不動産訴訟法の研究』(弘文堂書房、一九三八年)五十九頁注(八十六)、四〇三頁注(三十九)参照。
- (5) 石井注(4) 著書一二八頁、一三一頁注(二一八)。
- (6) 石井注(4) 著書四〇二頁、四四二頁。
- (7) 石井注(4) 著書四五九頁、一三一頁注(二一八)。
- (8) 『新潟県史資料編4』一九一三号、康永四年六月七日付足利直義裁許状案。
- (9) 若干の例を示すと、翻刻位置を文書の最後におくものに『吹田市史第五巻』や『福井県史資料編2』があり、文書の最初におくものに『千葉県歴史 史料編中世2』や『大日本古文書』がある。また、折り返しの奥の部分の表記については、「端見返書」(『大日本古文書 東寺文書』六一九五号)、「(折紙)見返し奥書(またはウハ書)」(『大日本古文書 蛭川家文書』一一七十一号、三一七九八号)、「端裏書」(『千葉県歴史 史料編中世2』一〇四五頁)、「奥端書」(『福井県史資料編2』)などがある。なお、石井進『古文書を読み解く古文書入門』(東京大学出版会、一九九〇年)五十二、五十七頁参照。
- (10) さしあたり、拙稿「南北朝期室町幕府の政務機構」(『九州史学』一〇九号、一九九四年)二十五頁以下、同「南北朝期室町幕府の訴状受理について」(『九州史学』一一八・一一九号、一九九七年)二〇五頁以下参照。この点、折紙の内々の伝達手段としての側面も参考になるかもしれない。松井注(1) 論文三十四〜五頁参照。
- (11) 折紙の申状には、東京大学史料編纂所架蔵影写本田代文書(貞和三)五月二日付雑掌祐尊の「書状」(折紙)のように、すでに述べた特徴をほとんどもち、さらに銘および二名の幕府奉行人(門真寂意、諏訪円忠)の裏花押を付されたものもある。この「書状」は案文かどうか、原本による確認を要するが、これは奉行人使者発遣による二答状提出を求めたものである。
- (12) 上島注(2) 論文一二二頁、第一章(1)注⑤。
- (13) 石井注(4) 著書四四一頁注(八十四)では、この動詞の主語について、訴人が与奪したと指摘されている。
- (14) 東寺百合文書口(『大日本史料』第六編三十八、一六一頁)。この事例については松原信之「越前国志比庄と地頭波多野氏」(『福井県地域史研究』九号、一九八二年)参照。
- (15) ここで試みに表一をみると、書下正文は、表一一の場合、論人側に、表一二の場合、訴人側にそれぞれ伝来しているからである。また、二での検討の際に結論は保留しておいたが、もし、表一一・二の折紙の申状がともに正文としたら、訴人側にも論人側にも正文が伝来する場合があったということになり、伝来の背景とあわせてなお検討の余地を残している。
- (16) 松井注(1) 論文三十三〜五頁参照。
- [付記] 本稿をなすにあたり、京都府立総合資料館、東京大学史料編纂所、福岡大学図書館には史料閲覧・文献複写等に際して御高配を賜った。各機関の関係の方々にあわせて末尾ながら記して御礼を申し上げる次第である。